

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から45年3月まで

昭和50年ごろ、自宅を訪ねて来たA市役所の職員から、特例納付の説明を受け、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、未納分の国民年金保険料を一括で納付したはずなので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿によれば、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、50年12月22日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該時期は第2回の特例納付が実施されていた時期である。

また、申立人及びその夫に係る特殊台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の昭和45年4月から48年3月までの期間及びその夫の36年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料は、50年12月29日に夫婦一緒に特例納付されたことが確認できることから、特例納付については、制度上、先の未納分から順次納付することとされていることから、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から同年3月までの期間及び48年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から同年3月まで
② 昭和48年5月から49年3月まで

私は、昭和35年10月に夫婦で国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたのに、申立期間①及び②について私の分だけ未納となっていることはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の期間については、いずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間①及び②の期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、夫婦で国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたと述べているところ、国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人及びその夫の国民年金手帳により国民年金保険料の納付日が確認できる昭和46年度については、いずれも同一日に納付していることから、申立てどおり、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から27年6月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、昭和32年4月22日に脱退手当金が支給されているとのことであった。

しかしながら、私は脱退手当金をもらった覚えが無い上、退職から5年近くも経過して支給されているのは不自然であり、そのころは長男を出産して半年ほど経っており、赤ん坊の世話で忙しく、バス等の交通の便も悪かったことから、脱退手当金の支給申請手続のために出かけたとは考えられないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年後の昭和32年4月22日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和31年8月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 5 日から 37 年 9 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 10 月 25 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 10 日から 41 年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間については、私が脱退手当金を受給したため、厚生年金保険被保険者期間から抹消されている。

しかし、脱退手当金を支給したとされる時期が、会社を退職してから約 3 年後である点が不自然である。

また、私は、会社を昭和 41 年 9 月 1 日に退職して、A 県 B 市から C 県 D 市に結婚のため転出している。私がその後 B 市に転入したのは昭和 44 年 11 月 1 日のことであり、脱退手当金を支給したとされる同年 9 月 26 日には B 市には住んでいないので、そのころに支給申請の手続きは出来ないはずである。

以上のことから、私が脱退手当金を受給したとの取扱いには納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年後の昭和 44 年 9 月 26 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 41 年 9 月 * 日に

婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、それ以降、公的年金への未加入及び未納期間は無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続をその都度適切に行っていることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認めがたい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。